## 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 認定成年復見人ネットワーク

# クローバーNews

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

〒160-0015 東京都新宿区大京町 23 番地 3 四谷オーキッドビル7階 TEL. 03-5366-3152/FAX. 03-5366-2993

#### 成年後見制度における「本人情報シート」の導入

常務理事 木太 直人

成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が 2017 年に策定されたところですが、成年後 見制度における診断書の書式の見直しが行われます。併せて、成年後見制度の利用が必要と考えられる人の生活状 況等をまとめた「本人情報シート」がいよいよ 2019 年 4 月から導入される見通しとなりました。

「本人情報シート」は医師が診断書を作成するにあたって、福祉関係者が作成・提出し、より適切な類型判断お よび支援に資することを企図しています。具体的な作成者としては、ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健 福祉士)として本人の支援にかかわっている介護支援専門員、相談支援専門員、医療機関や施設の相談員、行政の 担当者などが想定されます。

また、「本人情報シート」は医師の診断のための補助資料としてだけではなく、以下のような活用が考えられて います。

- 関係者が成年後見制度の利用の必要性を検討する際の資料
- 家庭裁判所における成年後見人等の選任のための検討資料
- ・従前の後見事務の検証と能力変化に応じた類型変更や今後の事務方針の策定のための資料

なお、本人情報シートの作成・提出は必須ではありませんが、なるべく多くの申立て事案で作成・提出されるこ とが求められることとなります。

日本社会福祉士会と本協会が協力して最高裁が作成する「本人情報シート作成の手引」は年内にも確定する予定 で、同手引には本人情報シート記載ガイドラインや記載例も盛り込まれることになります。中核機関の設置や権利 擁護支援の地域連携ネットワークづくりが進められるなか、意思決定支援の重要なツールとなるため、ソーシャル ワーカーの力量が試されます。

喜納 ひろみ/沖縄県支部

何度受任しても、被後見人やその家族に最初にお会い する時は緊張を伴うものである。

Aさんを受任の際に家庭裁判所から受け取った資料に は「申立人は後見人に精神保健福祉士が選任されること を希望している」との一文があった。申立人は被後見人 Aさんの弟。初めてAさん、弟と前任の後見人である兄 と顔を合わせる時はとても緊張していたのを覚えている。 それまで私には法人後見で3人の受任経験があったが、 個人受任するのも在宅の方を担当するのも初めてのこと であった。それにひきかえ、兄弟とも親族後見の経験が ある。第三者後見人として「精神保健福祉士」の私の仕 事を認めていただけるだろうか。何よりも、Aさんは妄 想が強く、他者との交流が苦手で閉じこもりがちな方ら しい、私を受け入れてくださるだろうか。いろいろな不 安を抱いて初回の話し合いに臨んだが、すでに利用して いた訪問介護、訪問看護の担当者、ケアマネジャーも交

え無事に終えることができた。申立人からの詳細な要望 はたくさんあったが、在宅での単身生活を支えるには必 要なことだと納得する。話し合いが終わって、改めて、 Aさんと私は1歳しか違わない!(私当時65歳)後見人 は亡くなるまでの仕事だというのに前期高齢に突入した 私でよかったのだろうかとの疑問がわいてくる。

法人受任であれば都合が悪くなれば他の人に交代すれ ばよいが、個人受任はそう簡単にはいかない。やめるた めには後任者の選任を家庭裁判所に申し立てる必要があ るなど、受任したばかりなのにそんな事を心配していた。

それから2年が経ち、この間、Aさんは手術・入院を 乗り越え、弟や訪問スタッフの協力もあり、つらい時期 を在宅で頑張っている。訪問時、時々妄想の中では生き ている、両親や妹を呼んで戸惑うこともあるが、発病し た頃の事や両親との葛藤などを私にいろいろ話してくだ さる。「お互いに健康に気を付けて頑張りましょう」が最 近の帰る時の挨拶となった。

#### ★事務局からのお願い★

受任しているケースについて、当初の審判内容から変更があった場合(代理権・同意権の変更、複数後見から単独後見への変更など) や被後見人等がお亡くなりになられた場合などは、お早目に事務局にご連絡をくださいますよう、お願いいたします。

#### 認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

## 1)認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者 2018 年 12 月 21 日登録者 171 名

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	12	青森1、岩手3、宮城5、山形
		2、福島 1
関東・甲信越ブロッ	67	栃木 2、群馬 2、埼玉 13、千葉
ク		9、東京 24、神奈川 10、山梨
		4、
		長野3
東海・北陸ブロック	21	岐阜 2、静岡 6、愛知 12,三重 1
近畿ブロック	12	京都 1、大阪 4、兵庫 7
中国ブロック	9	鳥取 1、島根 1、岡山 2、広島
		3、山口 2
四国ブロック	7	徳島1、愛媛5、高知1、
九州・沖縄ブロック	38	福岡 15、長崎 2、熊本 8、大分
		1、宮崎 1、鹿児島 2、沖縄 9

<sup>※</sup>登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

#### 2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2018 年 12 月 21 日現在)

#### 家庭裁判所等からの受任相談件数 256 件

※クローバー開始時(2009年度)からの総数。

#### 内、正式受任 154 件

#### 受任中 119 件

北海道1、宮城3埼玉4、千葉1、 東京30、神奈川6、山梨1、 岐阜1、静岡2、愛知1、大阪2、 鳥取2、山口1、愛媛1、福岡28、 熊本20、宮崎1、鹿児島3、 沖縄4、家裁外7

### 受任終了 35 件

北海道 2、宮城 1、 東京 17、静岡 1、愛知 1、 大阪 1、愛媛 1、福岡 8、 熊本 3

#### 内、受任前調整中 6件

東京 2、福岡 1、熊本 1、沖縄 1、家裁外 1

#### 内、受任不可 96 件

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

#### 3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2018 年 10 月1日~2018 年 11 月 30 日)

8月7日 函館家庭裁判所訪問(山村哲/クローバー登録者)

8月14日 新潟家庭裁判所訪問(市川明美/クローバー登録者)

8月25日 第2回神奈川県クローバー登録者の集い

8月30日 「成年後見制度における診断書 本人情報シート作成 の手引について」打合せ(木太常務理事、淺沼委員)

9月11日 京都家庭裁判所(橋本東代子/クローバー登録者)、 水嶋美之(協会会員、福祉・後見センター京都中央 職員)

10月17日 東京家庭裁判所平成30年度後見人等候補者推薦団体 との意見交換会(木太常務理事、淺沼委員)

10月27日 ぱあとなあ静岡訪問(山口委員)

10月31日 熊本家庭裁判所平成30年度家事関係機関との連絡協議会(今野えり子/クローバー登録者)

11月2日 第4回東京都クローバー登録者の集い

11月24日 第3回神奈川県クローバー登録者の集い

#### クローバー運営委員の紹介 その 16 山口 雅弘さん

みなさま初めまして。今年度 よりクローバー運営委員会の 一員として活動させていただ くことになりました静岡県の 山口と申します。成年後見人と しては昨年度研修を修了して 登録したばかりの初心者です。



そんな初心者の私ではありますが、今回委員として参加させてもらう機会をいただくことができ、たいへん感謝しております。

成年後見制度については、以前から自分の中に制度自体のあり方への違和感や抵抗感があり、"何となく"向き合うことなく避けてきました。しかし、「本当にこのまま"知らないふり""見ないふり"をしていていいのだろうか?」という疑問が大きくなり、養成研修を受講しました。

養成研修では多くの言葉や出会いに刺激されましたが、私が一番印象に残ったのは委員長の言葉でした。成年後見の問題に精神保健福祉士だけが取り組んでいない現状を、「他の専門職がフィールドで泥にまみれて戦っているのに、精神保健福祉士だけは客席から高みの見物をして、いいとか悪いとか言っている」「決してフィールドに降りようとしない」と表現されていました。今までの自分がまさしくそれであり、そこからフィールドに降りて泥にまみれること、良いとか悪いとかは泥にまみれてから考えることが必要だと、改めて感じました。

昨年度認定成年後見人として登録し、私自身がやっと フィールドに降りることができました。これからたくさ ん泥にまみれ、迷い悩みながら逃げることなく向き合っ ていきたいと思います。

委員としては、一緒にフィールドに降りてくれる仲間 を増やしていくこと、クローバーと県協会を繋いで県の 中で般化していくことなどを頑張っていこうと思います。

これから委員としての活動を通して、全国のみなさま と出会い繋がっていけることを楽しみにしています。未 熟な初心者ではありますが、どうぞよろしくお願い致し ます。

#### 編集後記

今年は自然災害の多い年でした。来年は元号が変わる年になりますので平穏な年になることを祈るばかりです。

変わるといえば、「本人情報シート」がいよいよ導入されます。これが上手に活用され、必要な方へ適切に後見制度が利用される為に、本当の意思決定支援できるようソーシャルワーカーが「変わる」ことを求められるかも知れません。

(毛塚 和英)